

## 慶弔規則

(結婚)

第1条 会員の婚儀については、一律10,000円・祝電とする。

(出産)

第2条 会員の出産については、一律5,000円とする。

(入院)

第3集 会員の練習中の事故

ア、長期の場合(1ヶ月以上) 10,000円

イ、短期の場合(1ヶ月以内) 5,000円

ク、通院の場合 イと同額

エ、障害が後遺症としてのこる場合 50,000円

但し、程度による

オ、死亡の場合 50,000円

(死亡)

第4条 第1項 練習中以外での事故・病気による会員の死亡 10,000円

第2項 本規約第2条ア、イに該当する会員の一親等まで 5,000円

付則

規則施行日 平成 8年 4月 1日

規則施行日 平成 11年 10月 1日改定

2004年4月1日～2008年3月31日 財政上の理由から廃止

規則施行日 2008年4月1日(再施行)